

児玉奈々『多様性と向き合うカナダの学校 —移民社会が目指す教育—』 (東信堂、2017年)

広瀬 健一郎

カナダの子どもたちの学力が高いことは、日本でもよく知られている。しかし、学期の子どものうち、外国生まれの移民の子どもたちの占める割合が全国平均で15%を超え、ブリティッシュ・コロンビア州では20%、オンタリオ州で18%近くにもなることはあまり知られていないのではないか。しかも、英語を第一言語としない移民の子どもたちとカナダ生まれの一般の子どもたちの学力差がこの20年で大幅に縮まっており(39頁)、移民2世の子どもたちにおいては、一般の子どもたちとの学力格差がほとんどない(26頁)。本書は、「外国生まれの移民の子どもたち」の高学力に着目し、なぜ、カナダではこのような学力保障が可能であるのかを、多文化教育政策の制度と実践に焦点をあてて明らかにしようとするとともに、日本の外国人児童生徒教育に対する示唆を導きだした。本書は著者の20年以上にわたる比較教育学研究の成果であり、間違いなく、日本のカナダ多文化教育研究の到達点を示すものである。

本書が提起した主な知見や成果を列挙すると、以下のとおりである。「第1章 カナダの移民の子どもの社会統合」では、カナダの移民の子どもたちの学力の高さが、ポイント制移民政策のもとで入国してきたために、カナダ生まれの子どもと類似の家庭的背景や社会経済的背景を持っていることだけで説明されるのではなく、カナダ入国後に受けた教育からも大きな影響を受けていることを指摘した。

「第2章 オンタリオ州の多文化教育政策の発展と変容」では、多文化教育政策の変遷を跡付けることを通して、多文化教育が反人種主義教育、公正とインクルーシブ教育へと展開してきたこと、同時に、多文化教育の理論的背景も、批判的多文化主義をふまえたものとなっていることが明らかにされた。

「第3章 英語の指導が必要な子どもへの支援」では、非公用語話者の子どもに対する公用語教育の制度と実態について、カナダを事例に明らかにした。加えて、体系的な政策と明確な教育目標の設定によって、非公用語話者の移民の子どもであっても、学力的成功を修めうるということが明らかになった。

「第4章 マイノリティ言語による多文化教育」では、マイノリティ言語教育が、遺産言語教育から国際言語教育へと教育政策の理念を転換しながら展開していること、その一方で、政策理念は「国際言語」であっても、実際に利用している子どもの出自等の制度的実態は、遺産言語教育からの変化が見られないことを明らかにした。

「第5章 学校設置による子どもの多様性への対応」では、民族的、宗教的、言語的マイノリティの教育権を保障する「マイノリティ学校」の存立基盤を、アルバータ州とオンタリオ州を事例に具体的に論じた。とりわけ、アルバータ州では、公私立を問わず、マイノリティの民族文化、宗教、言語の教育が受けられ、進路指導という社会からの現代的ニーズにも対応していること、一方、オンタリオ州では、黒人中心主義学校が、黒人の子どもだけでなく、すべての子どもを就学対象とし、「民族、宗教、言語を主題として顕在化させ」ないことで、公立として設置が可能となったことを示した。

「第6章 カナダの教員と多様性」では、多文化教育に対応できる教員養成の制度と実際を、ニピッシング大学の教員養成課程における海外教育インターンシップの事例を中心に具体的に論じられた。

これらの知見や成果は、今後のカナダ多文化教育研究において踏まえるべきものである。しかし、いくつか疑問もある。たとえば、著者は1993年改定のオンタリオ州教育省「政策／プログラム覚書119号」(Ministry of Education, Ontario, *Policy/Program Memorandum No.119*; 以下、PPM119号と略記)に定められた「反人種主義教育政策」が、2009年のPPM119号の改定を機に廃止されたと指摘する(56頁)。しかし、2013年改定のPPM119号(p.3)には、「2009年のPPM119号は、1993年のPPM119号の反人種主義および民族文化的公正の原理を完全に支持、拡大しようとするものであり、反人種主義や民族文化的的不公正に対する責任を果たしていくことが弱まったり、あるいは、減退したりしことを反映したものではない」とある。しかも、州政府は2016年、『オンタリオ反人種主義戦略3年計画 (*Ontario's 3-Year Anti-Racism Strategic Plan*)』を策定し、2017年に教育省が発表した『オンタリオ教育公正行動計画 (*Ontario's Education Equity Action Plan*)』(p.6)には、『オンタリオ反人種主義戦略3年計画』等が示したような「黒人青年によりよい支援をするプログラム」を関係省庁と共同で開発していく旨が記されている。著者は「反人種主義教育政策」が廃止されたと繰り返すが、2009年以後にこの政策は、むしろ発展してきたのであり、廃止というのは当たらないのではないかと。

また、著者は、マイノリティ言語教育が「国際言語教育」として機能していないと評する(111頁)。しかし、特定の言語教育が公的に受け入れられているのは「遺産言語」だからではなく、「国際言語」として、制度上、すべての子どもたちが学ぶ価値のある言語として位置づけられたからだと考えられることもできる。だとすれば、マイノリティ言語教育は、まさに「国際言語教育」として機能しているとも言えそうである。

著者は、アルバータ州のマイノリティ学校が公的に受け入れられていることについて

「異なる種類の学校の共存を図る教育制度がマイノリティ学校に付きまとう分裂や隔離というイメージを軽減させている」と論じているが、今少し説明が必要であろう。オンタリオ州では受け入れられないマイノリティ学校への公費支援が、なぜ、アルバータ州では受け入れられているのか、マイノリティ学校の史的・実態的基盤をふまえた説明が必要ではなからうか。「異なる種類の学校の共存を図る教育制度」の存在は、マイノリティ学校が受け入れられるようになった結果であって、理由ではないように思われる。

評者の誤読でなければ、著者は、人種や民族が前面に出るマイノリティ教育ではなく、学力保障を目的として、マイノリティの子どもも含めて、すべての子どもたちが対象となるマイノリティ教育の仕組みの重要性を説いている。特定の民族や言語、宗教が顕在化する教育は、市民に受け入れられないばかりか、うまくいかないのだとの主張がその背景にあるように読める。それゆえ、著者は、マイノリティ学校の公立化が進むアルバータ州ではなく、マイノリティ学校への公費補助制度のないオンタリオ州に着目し、日本への示唆を導こうとしたのであろう。しかしその一方で、マイノリティ学校への公費支援制度が充実しているアルバータ州の事例について検討すれば、マイノリティ学校の設立が進んでも、決して、隔離や分断等を起こさず、むしろスムーズな国民統合が進むことを示し得るかもしれない。これを提示できれば、マイノリティ学校制度が導入されても、隔離や分離を恐れる必要などないと示されることになり、日本のマイノリティ学校への理解を深める契機となる可能性もあっただろう。

ところで、本書は「移民の子どもを成功に導いてきたカナダの教育の実態と課題を明らかにする」(41頁)ことを目的としている。ここで言う「移民の子ども」とは、「外国生まれの移民の子ども」である。ところが、このような「外国生まれの移民の子ども」の教育を直接対象とする施策や実践について論じたのは、第3章のELL(非公用語話者)教育のみである。多文化教育政策や国際言語教育、マイノリティ学校制度等は、このような移民の子どものみを対象とする制度ではない。利用者の多くは、移民3世や4世であろう。彼らを「移民の子ども」とみなすべきかどうかは、意見が分かれるはずである。

また、多文化教育政策や国際言語教育等の制度の存在は、「外国生まれの移民の子ども」の学力向上に好影響を与えていること背景ではあろうが、「外国生まれの移民の子ども」の高学力との因果関係を説明するものではない。「外国生まれの移民の子ども」の高学力に関心を向けているのであれば、たとえば「公正とインクルーシブ教育」政策において、「外国生まれの移民の子ども」に対する教育はどのように位置づけられているのか、また、これらの子どもはどの程度、国際言語教育やマイノリティ学校を活用しているのかを論ずる必要があったのではなからうか。これらのことが示されれば、ELL教育だけでなく、「外国生まれの移民の子ども」をめぐる教育事情がより明らかになったであろう。

著者は、本書で用いられている「子どもの多様性」という言葉を、「移民と移民でない子どもとの間に見られる民族、宗教、言語といった文化的、言語的な属性の多様性」のこと

だと定義する。その一方で、「先住民教育について検討することも大切であるが、カナダの移民の子どもの学力の高さへの関心を出発点とする本書では、移民の子どもの教育を主題として論じていく」(10頁)との断り書きがなされている。著者の関心が「移民の子どもの教育」にあるとしても、このような限定は必要だったであろうか。先住民もまたカナダ市民であり、州政府の管轄下の学校に通う先住民児童生徒は、先住民児童生徒全体の7割にも及ぶ。事実、本書からも、多文化教育政策や国際言語教育、マイノリティ学校制度に先住民が位置付けられていることを読み取ることができる。国際言語教育やマイノリティ学校制度があるゆえに、先住民言語教育や先住民学校が広がりを見せていることに鑑みれば、「子どもの多様性」の中に先住民をも位置付け、こうした事実への言及を明確にすれば、カナダの多文化教育像がよりリアルなものになったに違いない。先述の『オンタリオ教育公正行動計画』にも、反人種主義教育の主な擁護対象のひとつに先住民が挙げられている。

本書の副題に「移民社会の目指す教育」とあるものの、本文中には「移民社会」についての明確な定義がない。本書が、「学生や一般の読者」をターゲットにしている(ii頁)ことを考えると、「移民社会」が何を指すのか、誤解を招くおそれがある。序章や第1章、第3章では「移民社会」が「外国生まれの移民」の社会を、第4章から第6章では、「マイノリティ住民」の社会を指しているように思えるからである。一方、個々の様々な「移民社会」が多文化教育政策や国際言語教育、マイノリティ学校制度等にどのように関わり、現在どのような方向を目指しているのかということについて、具体的な叙述がほとんど見られない。したがって、個々の様々な「移民社会」が目指す教育というよりは、カナダ社会が目指す教育が述べられているようにも読めるのである。

もとより、カナダは歴史的にも、現実においても、決して「移民社会」ではなく、先住民と植民者の子孫および移民とが「共生」する社会である。資源開発ひとつとっても、先住民権処理なくして進めることはできないのであり、先住民との共生戦略なしにカナダの諸政策は成立し得ない。「移民」が圧倒的多数を占めるからといってカナダ社会を「移民社会」と呼ぶことは、数の論理で先住民を排除する危険性がある。このような誤解を避けるためにも、「移民社会」の定義は明確にするべきであったと考える。

以上、疑問点をいくつか提起したが、これらをめぐって対話が生まれ、多文化教育研究を深化させる論点や切り口が増えることを希望する。本書には、ここにあげた事柄以外にも、カナダの多文化教育と多文化共生の戦略を考える上で深めるべき知見がいくつも提起されている。多文化教育や多文化共生の戦略について、具体的な議論を起こすための事実や論点を提示した著者の功績は大きい。本書が広く読まれ、こうした事実や論点をひとつでも多く検討、検証し、活発な議論がおきることを心より期待している。

(ひろせ けんいちろう 鹿児島純心女子大学)